

東可児中学校 P T A 規約

第 1 章：名称及び事務局

第 1 条-1：本会は、東可児中学校 P T A と称し事務局を東可児中学校内に置く。

第 2 章：目的

第 2 条-1：本会は学校・家庭および地域と連携し理解と信頼を深めながら以下の事項の達成に努める。

1. 生徒の健全な育成と福祉を図る。
2. 生徒の教育環境の充実と改善に努める。
3. 会員相互の教養を高め親睦を深める。

第 3 章：方針

第 3 条-1：本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第 4 条-1：生徒の健全な育成と福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

第 5 条-1：特定の政党や宗教に偏ることなく営利を目的とする行為は行わない。

第 6 条-1：学校の人事その他の管理に干渉しない。

第 4 章：会員

第 7 条-1：本会の会員は、東可児中学校に在籍する生徒の保護者および東可児中学校の教職員とする。

第 8 条-1：会員は全て平等の権利と義務を有する。

第 5 章：会計

第 9 条-1：本会の会計は、会費・事業収入・寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第 9 条-2：本会の東可児中学校 P T A 特別会計は、P T A 資源回収・P T A 常時資源回収およびその他の収入をもって充てる。

第 9 条-3：本会の 10 周年記念会計は、東可児中学校 P T A 特別会計からの特別基金積立金を充てる。

第 10 条-1：本会の会費は、会員一人（一世帯）につき年額 3,000 円とし原則は年 2 回で納入する。

第 10 条-2：転出、転入に伴う会費の返金及び徴収については、次のとおりとする。

1. 1 ヶ月に付き 250 円で計算し返金又は徴収する。
2. 転出の場合は在籍した月以降の分を返金し転入の場合は転入してきた月の分から徴収する。

第 11 条-1：本会の経理は、評議員会において承認された予算に基づいて行われる。

第 12 条-1：計画外予算の執行に当たっては、その内容について定例の本部役員会で審議し、本部役員全員の賛同を得て執行するものとする、ただし金融機関との取引は会計担当が行う。

第 13 条-1：本会の決算は、会計監査を経て評議員会の承認を受け総会で報告しなければならない。

第 14 条-1：本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日迄の期間とする。

第 6 章：本部役員・委員

第 15 条-1：本会は、以下を本部役員と名称する。

- | | |
|---------|----------------------|
| 1. 会長 | 1 名（保護者） |
| 2. 副会長 | 2 名（男性 1 名・女性 1 名） |
| 3. 書記 | 2 名（保護者 1 名・教職員 1 名） |
| 4. 会計 | 2 名（保護者 1 名・教職員 1 名） |
| 5. 広報部長 | 1 名（保護者） |

- 6. 環境整備部長 1名（保護者）
- 7. 代議員長 1名（保護者）
- 8. 家庭教育学級長 1名（保護者）

第15条-2：本会は、以下を委員と名称する。

- 1. 会計監査委員 2名（前年度の会長と副会長）
- 2. 代議員 各地区より（保護者）
- 3. 健全育成委員 6名（男性保護者）
- 4. 学年委員 各学年より5名（保護者）

第16条-1：本部役員・各委員の任期は原則1年とし第14条の会計年度に合わせるものとする。
尚、再任を希望される本部役員または各委員の方々の妨げをしないものとする。

第16条-2：本規約に従い円滑な活動を遂行するため、引き継ぎに要する期間は第16条-1に記載する限りではない。

第17条-1：本会には顧問を置く事とし、学校長と前年度会長がこの任に当たるものとする。
尚、前年度会長が不在となる場合は、今年度会長が指名するものとする。

第18条-1：本部役員と各委員の選出は次の方法による。

- 1. 本部役員と代議員からなる推薦委員会は、本部役員を会員から選出し評議員会の承認後総会にて報告する。
- 2. 代議員は、各地区ごとに本部役員・各委員以外の会員から選出する。
- 3. 健全育成委員は、本部役員・各委員および代議員以外の男性会員から選出する。
- 4. 学年委員は、学年ごとに本部役員・代議員および各委員以外の会員から選出する。

第18条-2：本部役員と各委員の免除については東可児中学校 PTA 細則に記載する。

第19条-1：推薦委員会の選出の方法は東可児中学校 PTA 細則に記載する。

第7章：総会・評議員会

第20条-1：総会は、本会の最高機関である。

第20条-2：総会は、定期総会および臨時総会とする。

第20条-3：総会は、全会員の出席者の1/3をもって決議する。

第20条-4：その議事は、出席者の1/3賛成で決定する。

第20条-5：臨時総会は、会長が必要と認めたときまたは評議員1/3以上の要求があったときに開催する事が出来るものとする。

第20条-6：定期総会は、原則として年1回4月に開催し次の事項を報告する。

- 1. 新年度役員の報告。
- 2. 新年度事業計画案ならびに予算案の報告。
- 3. 前年度事業報告ならびに会計報告。
- 4. 規約改正の報告。
- 5. その他の事項。

第21条-1：評議員会は、会計監査委員を除く本部役員・代議員によって構成する。

第21条-2：評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ議決する事が出来ない。

第21条-3：評議員会の議事は、出席された評議員の1/3で決定する。

第21条-4：評議員会は、次の事項を審議し、議決する。

- 1. 本部役員会から提案された事項。
- 2. 本会を活動するための必要な委員会と部会に関する事項。
- 3. その他本会の運営活動に関する事項。
- 4. 総会に報告する事項。

第21条-5：評議員会の議長は会長が務めるものとし、本会を必要に応じて開催することが出来る。

第8章：本部役員会

第22条-1：本部役員会は、第15条-2に定める人員と学校長・教頭先生をもって構成する。

第23条-1：本部役員会は、本会の運営と事業内容を審議し方向性または必要事項を決定出来る。

第9章：委員会・専門部会

第24条-1：代議員会は、代議員長および代議員によって構成する。

第24条-2：代議員会は、本会の目的達成のための活動を行う。

第24条-3：代議員長は、代議員会の代表とする。

第25条-1：内容の削除。

第26条-1：健全育成委員会は、男性副会長と健全育成委員（男性保護者）および代議員で構成する。

第26条-2：健全育成委員会は、本会の目的達成のための活動を行う。

第26条-3：健全育成委員会は、生徒の校外における諸活動や生活に対する援助と指導を行う。

第27条-1：子育て委員会は、女性副会長と学年委員（子育て委員担当）6名（1学年2名）で構成する。

第27条-2：子育て委員会は、本会の目的達成のための活動を行う。

第28条-1：内容の削除。

第28条-2：内容の削除。

第29条-1：広報部は、広報部長と学年委員（広報担当）6名（1学年2名）で構成する。

第29条-2：広報部は、2回/年の広報紙の発行を行う。

第30条-1：環境整備部は、環境整備部長と代議員および健全育成委員によって構成する。

第30条-2：環境整備部は、学校および地域の教育環境の充実と改善に努める。

第31条-1：家庭教育学級は、家庭教育学級長と学年委員（家庭教育担当）3名（1学年1名）で構成する。

第31条-2：家庭教育学級は、保護者の子育て等に関わる講座等を企画する。

第32条-1：特別な事項について審議が必要と認めた時は、本部役員および各委員会以外の人員で第3者委員会を設定し審議する事が出来る。

第10章：本部役員・委員の任務

第33条-1：会長は、次の職務を行う。

1. 本会を代表し会務を総括する。
2. 総会その他全ての会を招集する事が出来る。
3. 総会・評議員会への年間行事計画案と予算案および規約の改正等全ての議案提出者となる。

第34条-1：副会長は、次の職務を行う。

1. 会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。
2. 男性副会長は、健全育成委員長を兼務する。
3. 女性副会長は、子育て委員長を兼務する。
4. 男性副会長は、集会および本部役員会等の司会を務める。

第35条-1：書記は、次の職務を行う。

1. 総会および評議員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録・通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第 36 条-1 : 会計は、次の職務を行う。

1. 評議員会で承認された予算に基づいて会計の事務処理をする。
2. 会計監査委員へ提出し承認を受けた決算書を元に総会資料をまとめる。

第 37 条-1 : 会計監査委員は、次の職務を行う。

1. 今年度の決算書を監査する。
2. 監査結果を元に総会で報告する。

第 38 条-1 : 健全育成委員長（男性副会長）は、次の職務を行う。

1. 夏休みおよび春休みの校外巡回指導の統括を行う。
2. P T A 芸術鑑賞会の企画・運営を行う。
3. 環境整備部長と調整を行い校内草取りに参加協力する

第 39 条-1 : 広報部長は、次の職務を行う。

1. 広報誌の編集・発行をはじめとする広報活動の統括を行う。

第 40 条-1 : 環境整備部長は、次の職務を行う。

1. 資源回収における外部業者の調整および資源回収全体の統括を行う。
2. 代議員長・健全育成委員長と調整を行い校内草刈りの統括を行う。

第 41 条-1 : 代議員長は、次の職務を行う。

1. 資源回収における桜ヶ丘小学校 P T A および環境整備部長と代議員の統括を行う。
2. 推薦委員会の委員長として、役員選出の統括を行う。

第 42 条-1 : 前 第 35 条の 7 内容の削除

第 43 条-1 : 家庭教育学級長は、次の職務を行う。

1. 家庭教育学級の企画・運営を行う。

第 44 条-1 : 代議員は、次の職務を行う。

1. 代議員会に出席する。
2. 自地区内会員を把握する。
3. 代議員会・健全育成委員会・環境整備部会に所属する。
4. 推薦委員として本部役員および各委員の選出に協力する。

第 45 条-1 : 学年委員は、次の職務を行う。

1. 会員相互の連絡調整と親睦を図る。
2. 通信の伝達のほか、委員会および専門部の活動に協力する。
3. 必要に応じ学年委員会を開催することが出来る。
4. 子育て委員会または広報部・家庭教育学級に所属する。

第 46 条-1 : 健全育成委員は、次の職務を行う。

1. 健全育成委員会に出席する。
2. 健全育成委員会に所属し校内草取り・校外巡回指導・芸術鑑賞会の活動に参加協力する。

第 47 条-1 : 顧問は、すべての会合に出席し意見を述べる事が出来る。

第 11 章 : 細 則

第 48 条-1 : 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない範囲で会長が提案し評議員会で議決することが出来る。

第 49 条-1 : 本会の規約は、評議員会の過半数の賛成がなければ改正することが出来ない。

附 則

この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。（東可児中学校 PTA 設立）

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 9 月 10 日に改正 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 月 10 日に改正 令和 7 年 1 月 14 日から施行する。